

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更

〃

○ 保安林の解除予定

治山課

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

防災砂防課

【公告】

○ 落札者等の決定

情報政策課

○ 平成二十八年岡山県保育士試験（後期）の実施

子ども未来課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

○ 土地改良区役員の新任及び就任届

耕地課

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

〃

○ 政治団体の解散

〃

○ 資金管理団体の指定取消し

〃

◎岡山県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
武田医院	皆田郡鏡野町入48-1	H28. 6. 1
松田病院	玉野市和田三丁目1-20	H28. 6. 1

◎岡山県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
医療法人社団和風会	津山市田町122	訪問看護ステーション なかしま	津山市田町119-20	訪問看護ステーション 等の所在地	津山市田町119-27	津山市田町119-20	H28.3.14

◎岡山県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
医療法人隆虎会景山医院	赤磐市河田原1-4	H28.5.31
医療法人松和会松田病院	玉野市和田三丁目1-20	H28.5.31

◎岡山県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人岡山会	総社市久米48-1	特別養護老人ホーム飛鳥の里三清荘	笠岡市関戸837-1	H28.5.1
一般財団法人共愛会	吉田郡鏡野町吉原312	小規模多機能型居宅介護気楽亭	吉田郡鏡野町吉原336	H28.5.1
合資会社在宅介護サービスたんぼぼ	井原市下稲木町1268-1	グループホームたんぼぼ	井原市下稲木町1268-1	H28.6.22

◎岡山県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人経山会	総社市久米48-1	特別養護老人ホーム飛鳥の里三清荘	笠岡市関戸837-1	H28.5.1
合資会社在宅介護サービスたんぼぼ	井原市下稲木町1268-1	グループホームたんぼぼ	井原市下稲木町1268-1	H28.6.22

◎岡山県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	社会福祉法人関谷福祉会	和気郡和気町日笠下1 613-5	グループホームもみじの里	和気郡和気町日笠下1 945	事業所の所在地	和気郡和気町日笠下6 31	和気郡和気町日笠下1 945	H28.4.1
居宅介護支援事業者	医療法人社団和風会	津山市田町122	居宅介護支援事業所なかしま	津山市田町119-2	事業所の所在地	津山市田町119-2 7	津山市田町119-2 0	H28.3.14
居宅介護事業者	医療法人社団和風会	津山市田町122	訪問看護ステーションなかしま	津山市田町119-2 0	事業所の所在地	津山市田町119-2 7	津山市田町119-2 0	H28.3.14
介護予防事業者	医療法人社団和風会	津山市田町122	訪問看護ステーションなかしま	津山市田町119-2 0	事業所の所在地	津山市田町119-2 7	津山市田町119-2 0	H28.3.14

◎岡山県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

真庭市蒜山下長田字サカツキ五四の二九・五四の四三から五四の四六まで（以上五筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

苫田郡鏡野町羽出字細越一七〇三の二五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

平成28年7月22日 岡山県公報 第11806号

◎岡山県告示第四百十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

池田地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市真備町辻田字池田	一六一三番二	一号
字西ノ谷一六一六番三	二番	二番
字池田 一六一七番一	三番	三番
一六二四番	四号から六号まで及び二	十六号
一六三〇番	七号、九号及び二十七号	から二十九号まで
一五九七番地先道路敷	八号	
一五九七番	十号及び十二号	
一五九八番	十一号	
一六〇二番一	十三号	
一六〇五番	十四号及び十五号	
一六〇六番	十六号	
一六〇七番	十七号	
一六〇八番二	十八号	
一六一一番	十九号及び二十号	
一六一二番一	二十一号	
一六二七番	二十二号から二十五号ま	で

平成28年7月22日 岡山県公報 第11806号

〔三二二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名

岡山県全庁共通システムの更新に係る機器の借上げ及び保守

二 借入期間

平成二十八年十二月一日から平成三十三年十一月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十八年七月十二日

五 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社

広島県広島市中区立町二番二七号

六 落札金額

一月当たり五、七二一、二二四円（うち消費税額及び地方消費税の額四二三、七九四円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年五月三十一日

〔三一三〕児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定により、平成二十八年岡山県保育士試験（後期）を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日程及び場所

試験は、筆記試験及び実技試験とし、実技試験は、筆記試験の全科目合格者について行う。

1 筆記試験

- (1) 試験日 平成二十八年十月二十二日（土曜日）及び同月二十三日（日曜日）
- (2) 場 所 別途受験者に通知する。

2 実技試験

- (1) 試験日 平成二十八年十二月十一日（日曜日）
- (2) 場 所 別途受験者に通知する。

二 試験の免除

- 1 幼稚園教諭免許状を有する者
筆記試験の一部及び実技試験の全部を免除する。
- 2 幼稚園教諭免許状を有する者であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するもの
申請により筆記試験の全部及び実技試験の全部を免除する。

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者、同条の高等専門学校を卒業した者その他これらに準ずる者として厚生労働大臣の定めるもの
- 2 学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。5において同じ。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。3において同じ。）において、二年以上児童の保護に従事したものの

- 3 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者
 - 4 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当な資格を有すると認めたる者
 - 5 平成三年三月三十一日までに学校教育法第一条の高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者
 - 6 平成八年三月三十一日までに学校教育法第一条の高等学校の保育科を卒業した者
- 四 受験申請書の配布
- 受験申請書の送付先を明記した返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（〒一七一一八五三六 東京都豊島区高田三丁目一九番一〇号）宛て、「手引き請求」と朱書きし、郵送で請求すること。
- 五 受験申請書の受付期間
- 平成二十八年七月一日（金曜日）から同月二十七日（水曜日）まで（同日付けの消印があるものまで有効とする。）
- 六 受験申請書の提出先
- 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター宛て簡易書留で郵送すること。
- 七 受験手数料
- 一万二千七百円（二二の場合、二千四百円）（別途郵送料が必要となる。）を受験申請書に同封されている払込用紙を使用して郵便局にて納付し、その受領証を受験申請書の指定位置に貼付して提出すること。
- 八 保育士試験の問い合わせ先
- 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話〇一二〇一四一九四―八二）

〔三一四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中一三三一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 NTTファイナンス株式会社

住所 東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名 代表取締役 坂井 義清

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 NTTファイナンス株式会社

住所 東京都港区芝浦一丁目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 前田 幸一

（変更後）名称 NTTファイナンス株式会社

住所 東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名 代表取締役 坂井 義清

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ビッグ・エス

住所 香川県高松市多肥上町一三一〇番地

代表者の氏名 代表取締役 大坂 尚登

（変更後）名称 株式会社ビッグ・エス

住所 香川県高松市多肥上町一三一〇番地

平成28年7月22日 岡山県公報 第11806号

4 変更年月日

代表者の氏名 代表取締役 岡田 達也

平成二十八年五月六日ほか

二 届出年月日

平成二十八年七月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年七月二十二日から同年十一月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成28年7月22日 岡山県公報 第11806号

〔三一五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事
退任役員	就任役員	氏 名	氏 名		
星田池土地改良区		杉本樟之佐	小田郡矢掛町小田四四六八	理事	
		川上 亀	本堀一七〇〇	理事	
		谷森 政臣	宇内五九五―二	理事	
		妹尾 金次	西川面二四二一	理事	
		池田 孝一	〃 六三三	理事	
		守屋 雅陽	東川面一五八二	理事	
		小野 邦宏	小田一〇六四―一	理事	
		佐藤 英一	本堀七三七	理事	
		妹山 昭和	宇内一六六四	理事	
		妹尾 満	西川面一三四三	理事	
		山辺 勝彦	東川面二四九	理事	
		大塚 幹男	小田一八七五	理事	
		片山 章雄	〃 四八三八	理事	
		植田 修弘	本堀一五九	理事	
		有安 繁騎	宇内七六六	理事	
		池田 信夫	西川面三三〇	理事	
		村上 文男	〃 二五七一	理事	
		植田 明暉	東川面一五三六	理事	
		小野孝一郎	小田一一九九―七	理事	
		浅田 保	〃 五六六七―一四	理事	
		佐藤 頼夫	本堀五三七―四	理事	

平成28年7月22日 岡山県公報 第11806号

植田 江木 浅田
博志 勇 保

高月 鳥越
真喜子 進

〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃

小田 本堀 江良 本堀 小田
五一五八 二六六 一九五一 一六四 五六六七一
一四

〃 〃 〃 〃 監
事

◎岡山県選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
片田八重美後援会	田 淵 優 一	杉 本 節 男	苫田郡鏡野町上齋原八八〇	平成二八・六・一五
佐藤みちこを育てる会	佐 藤 倫 子	福 本 洋 之	高梁市川面町五七〇	〃 〃 六・九
若林あきお後援会	森 下 晴 夫	森 下 晴 夫	倉敷市茶屋町早沖一七六五	〃 〃 六・三〇

◎岡山県選管告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県電気通	中山 茂	主たる事務所の所在地	倉敷市上東三八一―一九	岡山市北区津島東四一六―一七―三	平成二八・六・一七
信支部					

代表者の氏名	代表者の氏名	市本	信雄	房宗	誠一
中山 茂	中山 茂	房宗	誠一		

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
英和会	中島 秀樹	主たる事務所の所在地	倉敷市中島二二六一	倉敷市船穂町水江二二八二―一	平成二八・六・二五
岡山県宅建政治連盟	山上 健一	代表者の氏名	中島 秀樹	水田 大助	
山田まさゆき後援会	寺尾 壽和	会計責任者の氏名	真野 安泰	石崎 崇一	
			秋山 昭憲	有森 健児	
			山田 恵子	中村 和夫	

◎岡山県選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

辻田勝之後援会

藤田登

平成二八・六・八

宝山会

岡崎豊

平成二七・一二・三一

◎岡山県選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

岡崎 豊

宝山会

資金管理団体で

なくなった年月日

平成二七・一二・三一